

1 2 保有空地内の植栽に係る運用基準

(H. 8. 2. 13 消防危第27号通知)

1 保有空地内に植栽できる植物

保有空地内に植栽できる植物は、延焼の媒体とならず、かつ、消防活動上支障とならない矮性の草本類及び高さが概ね50cm以下の樹木であること。また、延焼防止上有効な葉に多くの水分を含み、かつ、冬季においてもその効果が期待できる常緑の植物（草本類については、植替え等を適切に行い絶えず延焼媒体とならない管理等を行う場合にあっては、常緑以外のものとする）ができる。）であること。

なお、防油堤内の植栽については矮性の常緑草に限るものであること。

2 保有空地内の植栽範囲

植栽する範囲は、次の各条件を満足するものであること

- (1) 貯蔵、取扱い等の作業の障害とならない範囲であること
- (2) 消防隊の進入、消火活動等に必要な空間が確保されること
- (3) 消防水利からの取水等の障害とならないこと
- (4) 防災用の標識等の視認障害とならないこと
- (5) 危険物施設の維持管理上支障とならないこと
- (6) その他、事業所の形態等を考慮し火災予防上、延焼防止上及び消防活動上支障とならないこと。

3 維持管理

植栽した植物が、枯れて延焼媒体とならないよう、また、成長により上記2の条件を満足しないこととならないよう適正な維持管理が行われるものであること。また、常緑の植物であっても落葉するものであることから、常に延焼媒体となる落ち葉等の除去が行われるとともに、植替えを必要とする草本類等はこれが適切に実施されるものであること。

4 その他

事業所の形態の変更により状況が大幅に変更される場合等にあつては、随時確認を行うこと。

参 考

延焼防止上有効な植物の例

草木の区分	植 物 名
樹 木	マサキ、ジンチョウゲ、ナワシログミ、マルバシヤリンバイ、チャ、マンリョウ、アオキ、サツキ、ヒサカキ、トベラ、イヌツゲ、クチナシ、キャラボク、トキワサンザシ、ヒイラギナンテン、ツツジ類、ヤブコウジ等

草 本 類 (矮性に限る)	常緑草	常緑の芝（ケンタッキーブルーグラスフリーダム等）、ペチュニア、（ホワイト）クローバー、アオイゴケ等
	非常緑草	芝、レンゲ草等

注) 樹木は、高さが概ね50cm以下に維持管理できるものに限る。

5 保有空地内の植栽

上記1～4によるほか、保有空地内の植栽については次によること。

- (1) 次に掲げる部分には、植栽を設けないこと。
 - ア 保有空地内で、危険物の移送（配管による移送は除く。）又は運搬を行う部分
 - イ 特定通路及び分割通路

(2) 高さが概ね50cm以下の樹木（以下、「樹木」という。）の植栽は次によること。

ア 樹木の植栽とすることができる範囲

(ア) 区画若しくは屋内貯蔵所等の建築物の外壁（以下、「区画等」という。）から3m以上離れた部分

(イ) 屋外タンク貯蔵所の防油堤の外側又は法尻から外の部分

イ 樹木の植栽の規模

(ア) 防油堤又は区画等に面して連続して概ね5mまでとすること。

(イ) 複数の樹木の植栽を設ける場合は、1m以上の間隔を保つこと。

ウ 樹木の植栽の配置

次に掲げるものに留意して配置すること。

(ア) 消火設備等の取水部分、送水部分、操作バルブ、起動スイッチ、位置表示灯又は 起動表示灯、若しくは、警報設備の起動スイッチ及び位置表示灯等

(イ) 危険物配管及び消火配管の点検に必要な空間

(ウ) 規則第22条第2項第16号の防油堤の堤内に入入りする階段

6 保有空地外の植栽について

屋外タンク貯蔵所の防油堤の外側に樹木の植栽を設ける場合は、5（2）を準用すること。

7 手続きについて

植栽を設けようとするものは、資料提出を行うこと。

資料提出には、植栽の種類とその範囲、工事内容及び安全対策に関する図書を添付すること。